

「次世代育成支援対策推進法」に基づく

笠松病院 行動計画

やりがいをもって職務に専念できるように、職員がその能力を發揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行うため、次の期間内において実施する行動計画を下記の通り策定、更新しました。

1. 計画期間 令和 6年 1月 1日 ~ 令和 8年 12月 31日までの 3 年間

2. 内容

目標 1 : 計画期間内に、育児休業の取得率を次の水準以上にする。
・取得率を男性職員 : 7%以上、女性職員 : 90%以上とすること

前期間内では女性職員の育児休暇取得目標を達成することができました。一方、初めてとなる男性職員の育児休暇が取得できたものの、取得率の改善には至っておりません。これを少しでも改善できるよう引き続き育児休暇を取得しやすい環境を整備してまいります。

目標 2 : 小学校就学前の子を持つ有期契約労働者を含むすべての職員が、希望する場合に利用できる正社員と同様の短時間勤務制度を導入する。

希望する就学前のお子さんを持つすべての職員が、働き方の選択として、短時間勤務制度を活用できたこれまでの実績を拡充し、さらに選択しやすい規定の整備を進め、負担の軽減に努めます。

目標 3 : 有期契約労働者を含む（但し、付与日数が6日未満の職員を除く）職員の年次有給休暇取得日数を1人あたり平均年間 6 日以上とする。

人手不足や感染症対策等において難しい判断を迫られましたが、前期間内における目標を達成することができました。今後も年次有給休暇が取得しやすいよう労働環境の改善を推進し、無理なく仕事と生活の両立と調和が図れるような職場環境づくりを目指してまいります。